

議 会 議 案 第 1 号

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 1 9 日 提出

新居浜市議会議員	仙	波	憲	一
新居浜市議会議員	藤	原	雅	彦
新居浜市議会議員	米	谷	和	之
新居浜市議会議員	永	易	英	寿
新居浜市議会議員	伊	藤	優	子
新居浜市議会議員	近	藤		司
新居浜市議会議員	山	本	健	十郎

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

(新居浜市議会委員会条例の一部改正)

第 1 条 新居浜市議会委員会条例（平成 3 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号ア中「市民部」を「市民環境部（環境保全課、ごみ減量課及び環境施設課を除く。）」に改め、同項第 4 号ア中「環境部」を「市民環境部（環境保全課、ごみ減量課及び環境施設課に限る。）」に改める。

第 2 条 新居浜市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項各号を次のように改める。

(1) 企画教育委員会 9 人

- ア 企画部（第3号オに掲げる事項を除く。）の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 出納室の所管に属する事項
- エ 教育委員会の所管に属する事項
- オ 選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項
- カ 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 市民福祉委員会 9人

- ア 福祉部の所管に属する事項
- イ 福祉事務所の所管に属する事項
- ウ 市民環境部の所管に属する事項
- エ 消防本部及び消防署の所管に属する事項

(3) 経済建設委員会 8人

- ア 経済部の所管に属する事項
- イ 建設部の所管に属する事項
- ウ 上下水道局の所管に属する事項
- エ 農業委員会の所管に属する事項
- オ 港湾に関する事項

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は同日以後最初に招集される議会の招集の日から施行する。

提案理由

口頭説明